

令和 5 年 度

草加市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）



第 6 号議案

令和 5 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度草加市の介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

埼玉県草加市長 瀬 戸 百合子

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険一般事務	4,100

令和5年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）

草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、繰越明許費の設定を行うもの  
あります。

その内容は、介護保険一般事務を令和6年度へ繰り越しを行うものであります。